

平成 2 1 年第 7 回

# 香美市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 開 会  
平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 閉 会

香 美 市 議 会

平成 2 1 年 第 7 回

香美市議会臨時会会議録

平成 2 1 年 1 1 月 2 6 日 木曜日

平成21年第7回香美市議会臨時会会議録

招集年月日 平成21年11月26日(木曜日)

招集の場所 香美市議会議場

会議の日時 11月26日木曜日(会期第1日) 午前 9時34分宣告

出席の議員

1番	山岡義一	13番	竹平豊久
2番	矢野公昭	14番	島岡信彦
3番	山崎龍太郎	15番	依光美代子
4番	大岸眞弓	16番	黒岩徹
5番	織田秀幸	17番	竹内俊夫
6番	比与森光俊	18番	山本芳男
7番	千頭洋一	20番	大石綏子
8番	小松紀夫	22番	西村芳成
9番	門脇二三夫	23番	坂本節
10番	山崎晃子	24番	石川彰宏
11番	片岡守春	25番	中澤愛水

欠席の議員

12番	久保信彦	21番	西山武
19番	前田泰祐		

説明のため会議に出席した者の職氏名

【市長部局】

市長	門脇楨夫	商工観光課長	高橋千恵
副市長	石川晴雄	建設都計課長	中井潤
収入役	明石猛	下水道課長	佐々木寿幸
庁舎建設担当参事	前田哲雄	環境課長	横谷勝正
総務課長	法光院晶一	健康づくり推進課長	片岡芳恵
企画課長	濱田賢二	地籍調査課長	田島基宏
財政課長	後藤博明	林政課長	岡本博臣
住宅新築資金担当参事	奥宮政水	《香北支所》	
収納管理課長	阿部政敏	支所長	二宮明男
防災対策課長	吉村泰典	地域振興課長	竹内敬
住民課長	山崎綾子	《物部支所》	
保険課長	岡本明弘	支所長兼参事	萩野泰三
税務課長	高橋功	地域振興課長	西村博之
福祉事務所長	小松美公		
農政課長兼農業委員会事務局長	宮地和彦		

【教育委員会部局】

教 育 長 明 石 俊 彦 幼保支援課長 山 崎 泰 広  
教 育 次 長 鍵 山 仁 志 生涯学習課長 几 内 一 秀  
学校教育課長兼学校給食センター所長 和 田 隆

【消防部局】

消 防 長 竹 村 清

【その他の部局】

水 道 課 長 久 保 和 昭

職務のため会議に出席した者の職氏名

議会事務局長 小 松 清 貴 議会事務局書記 府 川 愛

市長提出議案の題目

- 議案第107号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第5号）  
議案第108号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第109号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第110号 香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

議事日程

平成21年第7回香美市議会臨時会議事日程

（会期第1日目 日程第1号）

平成21年11月26日（木） 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定について  
日程第3 諸般の報告  
1. 議長の報告  
2. 市長の報告  
（1）専決処分事項の報告について  
報告第 31号 学校給食費滞納整理における和解について  
（2）行政の報告並びに提案理由の説明  
日程第4 議案第107号 平成21年度香美市一般会計補正予算（第5号）  
日程第5 議案第108号 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第6 議案第109号 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について  
日程第7 議案第110号 香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正す

る条例の制定について

**会議録署名議員**

16番、黒岩 徹君、17番、竹内俊夫君（会期第1日目に会期を通じ指名）

## 議事の経過

(午前 9時34分)

○議長(中澤愛水君) おはようございます。ただいまの出席議員は22人です。定足数に達していますので、これから平成21年第7回香美市議会臨時会を開会をします。

議事日程に入る前に報告をします。12番、久保信彦君と19番、前田泰祐君は、入院のため欠席、21番、西山 武君は、所用のため欠席という連絡がありました。

これから日程に入りますが、その前に開会に当たり一言ごあいさつを申し上げます。

11月も下旬を迎えましたが、温暖な日が続いております。議員各位には何かとご多忙の中ご参集をいただき厚くお礼を申し上げます。

本議会には、議案第107号から議案第110号までの4議案が上程されております。慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされますようお願いをいたしまして開会のあいさつといたします。

議事日程は、お手元にお配りをしたとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期臨時会を通じて16番、黒岩 徹君、17番、竹内俊夫君の両名を指名します。

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

本件については、議会運営委員会で協議をいただいておりますので、委員長から報告を求めます。議会運営委員会委員長、山本芳男君。

○議会運営委員会委員長(山本芳男君) 改めまして、おはようございます。18番、山本でございます。

本日招集されました平成21年第7回香美市議会臨時会の運営につきまして、先ほど開催されました議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

まず、会期につきましては、本日の臨時会に付議された議案等は、報告1件、予算関係議案1件、条例関係議案3件であり、お手元にお配りしました予定表のとおり本日1日としました。なお、会期の延長を必要とする場合については、議長に一任することになりました。

続きまして、会期中の会議ですが、本日付議されました議案等については、委員会付託を省略し本会議方式により審議、採決まで行うことと決定をいたしました。

次に、その他の協議事項で協議した点についてご報告いたします。

本日、臨時会閉会後に議員協議会を予定しており、議題についてはお手元にお配りしましたとおりであります。

その他の議会運営につきましては従来のとおりですので、議員各位の格段のご協力をお願いいたします。

以上、議会運営委員会の報告を終わります。

○議長(中澤愛水君) 委員長の報告を終わります。

お諮りをします。臨時会の会期は、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議はありませんか。

「異議なし」という声あり

○議長（中澤愛水君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定をしました。

なお、会期中の会議の予定につきましては、先ほど議会運営委員会委員長からも報告がありましたが、お手元にお配りをしております予定表のとおりであります。

【会期及び会議の予定表 巻末に掲載】

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長の報告をします。

広域行政圏市議会協議会の要望書については、本日までに要望活動を終えましたので報告をしておきます。

次に、市長から地方自治法第180条の規定により、報告第31号の専決処分事項について報告書のとおり報告がありました。

また、監査委員から例月出納検査報告書が提出をされています。

その他の報告事項につきましては、お配りしました議長報告書のとおりであります。

日程第4、議案第107号、平成21年度香美市一般会計補正予算（第5号）から、日程第7、議案第110号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてまで、以上4件を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） おはようございます。本日ここに平成21年第7回香美市臨時会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、ご多用のところ出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

早速でございますが、今議会に付しております議案に対します提案説明を申し上げます。

まず、報告第31号でございますが、専決処分事項の報告でございます、学校給食費滞納整理における和解についてでございます。

次に、議案につきましては、議案第107号は、平成21年度香美市一般会計補正予算（第5号）で、内容は、コンピューターなど機器リース代の追加と財政調整基金積立金の減額の2点となっております。

議案第108号から議案第110号は、条例の一部を改正する条例の制定についてとなっております。順に香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例、香美市長等の給与及び旅費支給条例、香美市一般職の給与に関する条例等となっております。

以上、議案4件の提案説明を終わります。

なお、詳細につきましては、それぞれ担当職員から説明を申し上げます。議員各位に

おかれましては、審査の上、適切なるご決定を賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（中澤愛水君）　　これで提案理由の説明を終わります。

これから、報告第31号の専決処分事項について質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君）　　3番。少し伺わせてもらいます。

和解金額が月、金1万円ずつということで通常より若干多目かなど、多目の和解金額になったかなというふうな気もするんですが、実際問題2回滞った場合は期限の利益を喪失するということですのでけれども、現在までそういう、和解に至ったけれども期限の利益を失った方なんかはどれぐらいの割合でいるのか、それともその分の和解条項どおりに履行されているのか。和解のときの中身については、詳細はわかりませんが、実際ちょっと具体的にどういうふうな和解についてのやりとりがなされてるのか、その点まで踏まえて答弁をお願いします。

○議長（中澤愛水君）　　収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君）　　山崎議員のご質問にお答えいたします。

今回の場合は、滞納者の方は裁判所には出頭しておりませんでした。この1万円というのは、先方の分納する金額が1万円であればという要望がありましたのでその1万円となっております。

それと、今まで和解した件数が何件かございますが、大体皆さん和解どおりに入金があっております。中には若干一月ずれたりという場合もありますけど、その場合には多少猶予して、二月目には倍額を納めてもらうというような形で、お互い協議をしながら滞納がないような形で進めております。

以上です。

○議長（中澤愛水君）　　3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君）　　関連して、先方が出頭されてなかったということで、文書でその和解金額、これで和解したいという文言が裁判所に出されて裁判所の事務官が電話等でやりとりしたとかいう、そういうあれはまるっきりなしで、もう一方的に向こうが1万円ということであったのでそれでもう和解したということによろしいでしょうか。お互い裁判所の話し合いの中で合意されたんやったら余り気にかからないんですが、そこに理解がなかったら、先ほど言われた、今まで3件ぐらいあって若干おくれる方もいるけど、何とかおくれた部分は払ってくれてる例もあるけれども。実際払ってくれなかったら、後なかなか一括で払えと言うても大変な部分も出てくると思うんですが、そこら辺のこの考え方はどう持っておられるのか、再度お尋ねします。

○議長（中澤愛水君）　　収納管理課長、阿部政敏君。

○収納管理課長（阿部政敏君）　　今回の場合裁判所のほうに滞納者のほうから1万円



第1表、歳出予算補正、歳出補正予算事項別明細書及び款・項・目・節の内訳、議案107-3ページ及び議案107-5ページから議案107-7ページまでは、議案107-9ページの提案提案説明書を朗読いたしまして説明にかえさせていただきます。

平成21年度香美市一般会計補正予算（第5号）提案説明書

歳入歳出予算の款別に補正予算の概略について説明いたします。

今回は歳入がございませんので歳出につきまして、第2款、総務費、1項、総務管理費で、コンピューター等機器リース60万円を追加しました。13款、諸支出金につきまして、2項、基金費で、財政調整基金積立金が60万円の減額となっております。

次に、議案107-4ページ、債務負担行為補正について説明いたします。

今回の補正は、業務用システム機器リースについて、期間を平成22年度から平成24年度、限度額を650万円として追加するものでございます。調書につきましては、議案107-8ページにございますのでご参照ください。

以上で補足説明を終わります。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

10番、山崎晃子君。

○10番（山崎晃子君） はい。10番、山崎です。

このコンピューター機器というのはどんな、新庁舎に使うのか、どういった？3年間ということですけども、もう少し詳しい説明をお願いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） この機器はサーバーであります。電算のシステムの中核をなす機種でございまして、平成22年度に購入を予定をしておいた機種が、調査をしましたところ明年度購入が難しくなる、そういうような情報が入ってきまして、このたびこのような予算を計上させていただいておる状況です。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

購入が難しいので、金額的な部分ですか？それともサーバー自体の何かがあって購入が難しいのか、ちょっとそこら辺を詳しくお願いします。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） リースでお貸しいただくわけですけども、現在の機種を来年度にはリースとして貸し出すということが業者のほうで困難になると、製造の関係であるわけですけども。それであれば新しい機種でやればいいじゃないかということになるかと思うんですけども、新しい機種でリースをしていきますと、それへシステムを乗せるということになりますと2,000万円ほど新たな出費が必要ということでございますので、現在の機種で、今、耐用年数が来ますので、耐用年数が来た段階で、同じものでやっていくことがむしろ経済的にはいいんじゃないかというふうに判断

をしておるところです。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第107号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第107号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第5、議案第108号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 提案させていただきます。

議案第108号、香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

平成21年11月26日提出、香美市長 門脇楨夫

香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

（香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部改正）

第1条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例（平成20年香美市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の175」を「100分の165」に改める。

第2条 香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の160」を「100分の145」に改める。

附則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

提案の理由です。

一般職の国家公務員の給与改定が人事院勧告により実施されることに伴い、本市においても給与改定を行うため本条例を改正するものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。  
これから、討論を行います。討論はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。  
これから議案第108号を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第108号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第109号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 提案させていただきます。

議案第109号、香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について

平成21年11月26日提出、香美市長 門脇慎夫

香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例

（香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部改正）

第1条 香美市長等の給与及び旅費支給条例（平成18年香美市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の160」とあるのは「100分の175」を「100分の150」とあるのは「100分の165」に改める。

第2条 香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の160」を「100分の125」とあるのは「100分の145」に改める。

附則

この条例は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

提案理由

一般職の国家公務員の給与改定が人事院勧告により実施されることに伴い、本市においても給与改定を行うため本条例を改正するものです。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 3番。

大変わかりにくかったもので、見ようによっては上がるのかなというふうなことでしたが、実際読みかえ規定でやられてるということですけども、それを否定するものではありませんが、できたら総務課長、説明のときにもう少しそういう中身を伝えてくれないと、ちょっと私どもも市長等の給与は一般職の例に倣ってるということで、こういうふうになってるということを知ったんですけど、実際のところやっぱりそこら辺が、これが一般化というたらそれまでかもしれませんけど、我々一般市民である議員としては大変わかりにくい文言でありますので、そこら辺については、今後の説明についてはわかりやすくお願いしたいと思います。その点いかがでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） まだまだ難しい説明をしなきゃいけない議案を控えておりますので、これが難しいと言われるとなかなか大変なんですけれども。

（笑い声あり）

○総務課長（法光院晶一君） 提案の理由にもありますように、一般の公務員の給与改定が行われたということで市長等のほうの条例も変えますよということに説明の提案理由がなっておるわけですけども、条例の構成も市長の期末手当とかいうものは職員のものに倣った形でやっておると。そこが読みかえになってるので非常にわかりづらかったというふうに思うんですけども、これは、今回の改正の議案で見れば本当は飛ばして考えれば一番わかりやすいんですけども、そういう決まりになっていないので大変わかりづらくなっておると思います。最終的には175が165になると、こう簡単に言えば一番えいわけですよ。160が145になると。そして0.25カ月分減額になりますよということを説明すればいいんですけども、その説明がちょっと回りくどくなってますけれども、条例を改正する上ではこれが一番簡潔なやり方だということでございます。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） だから、その点を補足説明としてしてくれということをお願いしてるわけです。

以上です。

○4番（大岸眞弓君） そう、そう。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑ありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですから、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第109号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(中澤愛水君) はい。ありがとうございました。全員賛成であります。よって、議案第109号は、原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第110号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

まず、執行部から提案理由の補足説明を求めます。総務課長、法光院晶一君。

○総務課長(法光院晶一君) 提案させていただきます。

議案第110号、香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

平成21年11月26日提出、香美市長 門脇慎夫

香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

わかるように説明せえということでございますので、条文を読み上げるのではなくて、少し改正についてお話をしてお話をしてご理解いただきたいと思います。

まず、今回の改正のポイント、この条文の中には4つございます。最初の見出しのところも「条例等」というふうになってますのは、そういうことから1つだけの改正でないですという関連がありますので「等」ということをつけております。

1番目は、職員の今支出をしております住居手当、新築から5年までですけれども月2,500円支給をしております。これを12月から廃止をすると、こういうことが1つあります。

それから、2番目には、一時金。期末手当、勤勉手当、これを支給率をもう削減をするということであります。現行が年間で4.45月分あるわけですけども、これを4.15月分に減すと。したがって、0.3月分削減ということになります。

3番目には、給料表の改正が行われたわけですけども、これがほとんど減額が中心というふうになっております。若年層の部分は減額にはなっておりませんがその他の部分では減額になってまして、主流は減額ということになっております。ご承知のように不利益不遡及という原則が給与上にはあるわけですけども、マイナスになることをさかのぼっちゃいけませんよということになってるんですけども、今回この人勧の中ではそういうことになっているので、そうはしないけれども、4月の給与を民間と比較したら0.24高いから、その分については12月でお支払いをする期末手当で調整をなささい。調整というのは減額しなさいと。実質的には4月までさかのぼって減額をするということになるかと思えます。ちょっとこれ過ぎた答弁になってますけどもそういうことが、わかりやすく説明せえということですので。

4番目には、超過勤務手当の支給率の引き上げと代休の新設ということで、大変長い超勤をやる場合がある。60時間を超えてやる場合は率を上げなさいと、150まで上げなさいとかいうふうなことになっておるわけです。しかし、60時間を超えた場合には、今割り増しをしている分よりもさらに今度新設で割り増しになりますので、さらに

割り増しになった部分については、時間に置きかえて考えたとき、4時間というふうなことになるればそれを代休で与えることもできると、できる条項をつくれと、こういうことで改正をしておるところです。

この4つの改正が非常にわかりづらい形で、何回読んでもわかりづらいところですけども、そういう形で改正をしたということになっております。

提案理由としては、一般職の国家公務員の給与改定が人事院勧告により実施されることに伴い、本市においても給与改定、自宅に係る住居手当の廃止並びに超過勤務手当の支給割合の改定及び超勤代休時間の新設を行うため本条例を改正するものです。

以上でございます。

○議長（中澤愛水君） 説明が終わりましたので、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 大変わかりやすい説明をありがとうございました。

1つは、この前に続いてまた一時金削減、それと、今回は住居手当、期末手当、勤勉手当等々も軒並み削減となっておりますが、この前のときも言いましたように県外、この前（福井県）あわら市のほうへ出張しておりましたけども、そこではたくさん企業があって、たくさんの方が雇用されて税収もあるというふうなところと違いまして、香美市は企業も少ない中で、香美市が大きな産業という中でこういうふうに軒並み削減ということになりますと、やっぱり地域経済への波及といったようなことはどういうふうに議論をされた末での提案か。

それと、この条例を施行することによりまして、総額でどれほどの削減額になりますでしょうか。

それから、職員の方は平均どれぐらい削減、給与カットになるかどうか。その辺をお聞きしたいですが。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 地域への経済の影響というお話でございましたけれども、この改定は、その説明にもございますように人事院勧告に基づいて改正をするということでありまして。人事院勧告は、民間との格差を比較してやるということでございますので、市民の皆さんの暮らしを反映した形の改正であるということでございますので、特に経済効果ということを配慮して行うものではありません。

それから、この影響でありますけれども、この冬のボーナスといいますか、職員の場合ですと2,000万円余り、2,023万3,000円という、粗の試算ですけれどもそれが出ております。それから、調整額で減額するところところが480万円ぐらい、合わせて2,500万円ぐらいの減額になるということでありまして。夏と合わせますと約5,000万円の減額ということになっております。

モデルの職員でどうかということでありましてけれども、30万円の職員であれば、

0.2 ぐらい掛けた数字ということになりますので、30 万円掛ける形でいけば0.2 カ月ぐらいじゃないかなというふうに今思ってるんですけど、細かな数字がちょっと出ていないのはなぜかという、若年層は給料表も上がってきておるわけですね。上のほうは下げると、さらに割り増しして下げろということになってますので、これがというふうな数字というのは出せませんが、2,500 万円割る400 人という計算をしていただいてもいいんじゃないかなというふうに思ってます。

以上です。

○議長（中澤愛水君） 3 番、山崎龍太郎君。

○3 番（山崎龍太郎君） 関連して伺いますが、今ボーナス、期末手当等についての話は出たんですが、給与改定行われる中で、その1 年間で今後どれぐらいの影響が出るのか。先ほど5,000 万円という数字が出たんですが、給与の部分もまだ大きな影響も、逆に言うと占める部分もあると思うんですが、毎月毎月、ざっと見ますと800 円ぐらいですかね、給与改定の部分ね、それはどうお考えでしょうか、まずその点を聞きます。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 給与のほうの影響について問われておるわけですが、給与については、若年層は若干上がったということになってますし、上の部分については下がってるということですから一概には言えないんですけど、今申しましたように調整率、これはボーナスの部分も若干含まれてるんですけど、年間でいいますと500 万円ぐらい、482 万5,000 円という数字を申し上げましたが、その程度のものが全体に影響するということですので、これも400 人程度の職員数で割っていただければ1 人当たりの平均ということで。ただ、もっと影響を受けてるよという職員もいるかもしれませんが、今考えられるのはそういうことでございます。

○議長（中澤愛水君） 3 番、山崎龍太郎君。

○3 番（山崎龍太郎君） 3 番。

ちょっと違うんですが、給与表が改正されたわけですね。だから、若年層は余り変わらないけど長いこと勤めてる方はかなりの減額になるわけですね。だから、その部分が今までの給与体系やったときと、だから、今度新たな給与体系になったとき、ベースアップ等は例年ありゆうかもしれんけど、実際のところその差額が数字として総務課サイドとしてはきれいにつかめてるかということ伺いたいわけですが、その点。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 1 年間での給与表の改正によっての影響ということが、今申し上げた482 万5,000 円ということです。

○議長（中澤愛水君） 4 番、大岸眞弓君。

○4 番（大岸眞弓君） 1 つは、職員組合さんとの話はどのようなふうな要望事項があったかとかいうふうなことを、交渉内容についてお聞きをします。

そして、職員さんもずっとこれから減らす、100人ほど減らす計画もあったかと思うんですが、職員さんも減る中で給与もこうして下がるとかいうふうなことでは職員の方のモチベーションにかかわるかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。それがまたひいては住民サービスに悪影響を及ぼすということはないでしょうか。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） 給与が下がって気分のいい職員は1人もいないとは思いますが、先ほども申しましたようにこれは市民とリンクした中で定めておるところですから、公務員として、市役所の職員としてそのあたりは十分理解をしていただかなければならない、賃金が下がったらモチベーション下げて、市民のサービスをしないでいいんだみたいな、そういう発想になるような職員については言語道断だというふうに思います。

○議長（中澤愛水君） 4番、大岸眞弓君。

○4番（大岸眞弓君） 組合との交渉の内容等についてありましたら。

○議長（中澤愛水君） 総務課長、法光院晶一君。

○総務課長（法光院晶一君） もちろん組合と交渉した結果がこの地点でございますので、組合にももちろん満足をしていただいたとは思っていませんけれども私どもとしても十分汗をかいたと、そういう姿を見ながら妥結の地点に至ったというふうに考えておりますので、その中のいきさつ云々についてはこの場では差し控えさせていただきますが、お互いが努力し汗を流した結果であると。だから、尊重してこのような結果になっておるといふことであります。

○議長（中澤愛水君） 3番、山崎龍太郎君。

○3番（山崎龍太郎君） 市長に伺ったほうがよいかもしれませんが、今、総務課長の答弁の中で、市民とリンクして人勧が出てきたのでこういう措置になったということですが、実際そしたらこの浮いた5,000万円ですわね、浮いたと言ったらおかしいですけど、その部分をほいたらどういうふうに市民サービスに使っていくのかと。やっぱり市長の主導権で、結構その、夏の手当をカットした部分を市民サービスに使ったという市町村の例もあるんですわ。もちろん使う発想は持っていると思うんですけど、より具体的に市民に対して、そういう市民との差を詰めていくんであるんやったらね、その影響あった額を市民サービスに使うお考えについての見解を尋ねます。

○議長（中澤愛水君） 市長、門脇慎夫君。

○市長（門脇慎夫君） これから平成22年度の予算編成にかかるわけでありまして、そうした中身の中で詰めていかなければならないことだというふうに思っておりますが、今具体的にじゃあこれに使うとかいうふうな発想は今は持ってません。

○議長（中澤愛水君） ほかに質疑はありませんか。

「進行」という声あり

○議長（中澤愛水君） 質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

○議長（中澤愛水君） 討論がないようですから、これで討論を終わります。

これから、議案第110号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中澤愛水君） 賛成多数であります。よって、議案第110号は、原案のとおり可決されました。

以上で今議会に付された議案はすべて議了しました。

閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。平成21年第7回香美市議会臨時会の閉会に当たり、一言ごあいさつを申し上げます。

本議会には、議案第107号から議案第110号までの4議案が上程をされ、慎重な審議の上、適切妥当な決定がなされました。

来月には12月定例議会も予定をされております。議員各位におかれましては、健康に留意をし、議員活動に邁進されますようお願いをいたしまして閉会のあいさついたします。

ここで市長から発言を求められておりますので、これを許します。市長、門脇槇夫君。

○市長（門脇槇夫君） 本期臨時会に提案をさせていただきました全議案につきまして、議決いただきましてありがとうございます。一部議案に対しましては賛成多数という結果となりましたが、この中でのご意見は十分尊重をさせていただきながら、今後この市政の運営に反映をさせていただきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

○議長（中澤愛水君） これをもって平成21年第7回香美市議会臨時会を閉会をいたします。

お疲れでございました。

（午前10時19分 閉会）

地方自治法第123条第2項の規定による署名者

議 長

署名議員

署名議員

平成 2 1 年 第 7 回

香美市議会臨時会会議録

卷 末 掲 載 文 書

平成21年第7回香美市議会臨時会  
会期及び会議（審査）の予定表

会 期	月日（曜日）	会 議 等	
第1日	11月26日 （木）	本会議	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 会議録署名議員の指名</li><li>・ 会期の決定</li><li>・ 諸般の報告</li><li>・ 議案提案 説明～採決</li></ul>

香美市長 門 脇 榎 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ㊟

## 議決した議案等の送付について

平成21年第7回香美市議会定例会において議決した下記の議案等を送付します。

## 記

議案 番号	案 件	議 決 年 月 日	議 決 の 結 果
議案 107	平成21年度香美市一般会計補正予算(第5号)	H21.11.26	可決
議案 108	香美市議会議員の議員報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 109	香美市長等の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の制定について	〃	〃
議案 110	香美市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	〃	〃

21香美議発第 57号  
平成21年11月26日

香美市長 門 脇 榎 夫 殿

香美市議会議長 中 澤 愛 水 ⑨

### 会議結果の報告について

地方自治法第123条第4項の規定により平成21年第7回香美市議会定例会の会議結果を次のとおり報告します。

### 記

1. 会議の別 臨時会
2. 開 会 平成21年11月26日
3. 閉 会 平成21年11月26日
4. 会 期 1日間
5. 議員の出欠 出席 23人 欠席 2人
6. 議案の提出 市長提出のもの 4件(議案 4)
7. 議決の状況 可 決 4件(予算 1・条例 3)
8. 議決書の写 別紙のとおり
9. 会議録の写 作成次第後送